

第1回 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会 役員会

日時：令和7年7月14日（月）14時

場所：202会議室

次 第

1 開会

2 挨拶

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長 金子 久夫

保土ヶ谷区長 神部 浩

3 議題

保土ヶ谷の逸品について

（資料1）P. 1

4 情報提供

（1）保土ヶ谷区制100周年活動団体補助金について

（資料2）P. 7

（2）保土ヶ谷区制100周年記念誌について

（資料3）P. 11

5 その他



保土ヶ谷区マスコット

ほどぴー

【事務局】

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局

（保土ヶ谷区役所地域振興課）

TEL：045-334-6308 FAX：045-332-7409

Mail：ho-chiiki@city.yokohama.lg.jp



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

©Expo 2027

保土ヶ谷区は2027年に区制100周年を迎えます

ほどがやの百選（保土ケ谷の逸品）について

1 事業概要

保土ケ谷の魅力を広く PR することを目的に、ほどがやの百選事業（保土ケ谷の逸品＋区内の名所等）を実施します。4 月の実行委員会にてご承認いただいた通り、「保土ケ谷の逸品」については、本役員会にて審査・認定を行います。「保土ケ谷の逸品」は、今年度と来年度（令和 8 年度）に認定を実施する予定です。

2 事業スケジュール

～7/11	逸品募集期間
7/14 ※本日	役員会：認定基準等決定
～	逸品候補試食期間
9 月上旬	役員会：審査・認定
9 月末～10 月	逸品認定品公表（記者発表）
10/25	区民まつりブース出店

3 認定の考え方（案）

- （1）本事業の目的を鑑み、基準を満たす商品は原則認定し、商店街を中心とした地域活性化を促進します。

【認定基準】 ※ 保土ケ谷区内で販売されているものに限る

- ・ 保土ケ谷区で長年愛され、親しまれているもの
- ・ 保土ケ谷区産の素材が使用されているもの
- ・ 保土ケ谷区のシンボルを使用しているなど、区の特色を活かしているもの
- ・ 保土ケ谷区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの
- ・ その他会長及び区長が認めるもの

- （2）1 回の認定につき、1 店舗 1 商品とし、1 店舗の商品で、複数の推薦があった場合には、より票数の多い商品を認定する。票数が同数であった場合には、より多くの認定基準を満たしている商品を認定する。

4 役員への依頼事項

次回役員会までの間に、お一人当たり 2～3 店舗で試食をお願いします。（謝金 3,000 円）

5 資料

- （1）保土ケ谷の逸品認定要綱（案）
- （2）認定証・認定記念グッズ（案）
- （3）逸品候補リスト

6 その他

区商連未加入の店舗については、加入についてご案内します。

(案)

保土ケ谷の逸品 認定要綱

制 定：令和 年 月 日

(目的)

第1条 この要綱は、保土ケ谷区内の飲食品を保土ケ谷の逸品として認定し、商店街を中心に積極的に情報発信することで、保土ケ谷の魅力を広く PR することを目的とする。

(応募資格)

第2条 一般公募とする。応募にあたっては自薦及び他薦を問わない。

(定義)

第3条 この要綱において「認定」とは、保土ケ谷区内の飲食品を、保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）による審査を経て、保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会会長（以下「会長」という。）及び保土ケ谷区長（以下「区長」という。）が「保土ケ谷の逸品」として認めることをいう。

(認定対象)

第4条 認定対象の飲食物は保土ケ谷区内で販売されているものとし、新規に開発された商品も含むものとする。ただし、保土ケ谷の逸品としてふさわしくないと会長及び区長が認める場合は、認定の対象外とする。

2 1回の認定につき、1店舗1商品とし、1店舗の商品で、複数の推薦があった場合には、より票数の多い商品を認定する。票数が同数であった場合には、より多くの認定基準を満たしている商品を認定する。

(認定基準)

第5条 保土ケ谷の逸品として認定するための基準は、次に掲げるいずれかを満たすものとする。

- (1) 保土ケ谷区で長年愛され、親しまれているもの
- (2) 保土ケ谷区産の素材が使用されているもの
- (3) 保土ケ谷区のシンボルを使用しているなど、区の特徴を活かしているもの
- (4) 保土ケ谷区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの
- (5) その他会長及び区長が認めるもの

(審査)

第6条 推薦商品について、実行委員会で審査するものとする。

(認定)

第7条 会長及び区長は、実行委員会による審査結果を受けて、認定基準に適合するものであると認めるときは、保土ケ谷の逸品と認定する。

2 会長及び区長は、前項の認定を行った場合は、事業者に対して保土ケ谷の逸品認定証を交付するものとする。

(認定の表示)

第8条 認定証の交付を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定品や事業所に、認定を証明する表示をすることができる。

(認定事業者の責務)

第9条 認定事業者は、区が実施する保土ケ谷の魅力発信に関する施策に協力するとともに、保土ケ谷の逸品の知名度を上げることに努め、保土ケ谷の逸品のイメージを損なうことのないよう誠実に対応しなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 会長及び区長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定品の販売を中止、又は廃止したとき。
- (4) その他保土ケ谷の逸品の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

保土ヶ谷の逸品 認定記念グッズ

認定記念グッズ

認定された店舗に関連グッズを配付することで、事業のPR促進を図ります。

(1) 全員配付

認定証、ステッカー、ミニのぼり

(2) 希望制

のぼり

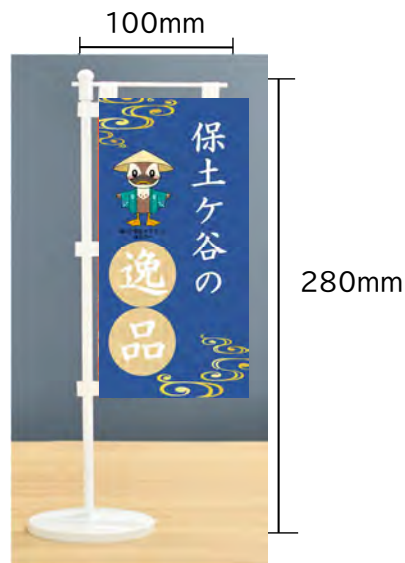
1 認定証



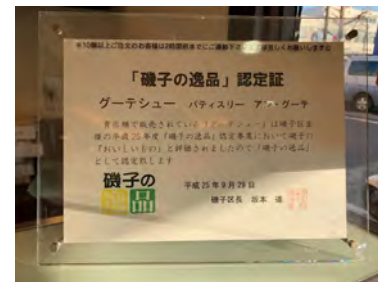
2 ステッカー



3 ミニのぼり、のぼり



他区参考(ロゴマーク・認定証)



令和7年7月14日

令和7年度第1回保土ヶ谷区制100周年事業補助金審査委員会報告

1. 概要

開催日時:令和7年6月27日(金)14:00~15:00

場所:保土ヶ谷区役所 202 会議室

2. 審査委員

役職	職名	氏名(敬称略)
会長	100周年事業実行委員会副会長	堀 功生
委員	こども部会長	仁平 浩史
委員	魅力部会長	大尾 美登里
委員	つながり部会長	美戸 孝紀
委員	保土ヶ谷区総務部総務課長	近藤 友和

3. 申請要件

事前に、事務局にて確認済み。

1.補助対象団体(要綱第2条)	
1	活動団体として登録していること
2	所在地又は主たる活動場所が保土ヶ谷区内であること
3	規則、会則などの定めがあり、団体として明確な意思決定の場があること
4	団体者及び役員構成がめいかくであり、かつ、役員のうち、2分の1以上が、この要綱における補助金の交付を受けるほかの団体の役員となっていないこと
5	宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと
6	公序良俗に反する活動をしていないこと
2.補助対象事業(要綱第4条)	
1	立ち上げから概ね3年未満の事業であること
2	営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業ではないこと
3	保土ヶ谷区内で保土ヶ谷区民を対象に行う事業であること
4	同一年度に、同一事業で、他の頼金を受けている若しくは受ける見込みのある事業であること
3.交付申請(要綱第7条)	
1	交付申請に必要な書類一式の提出があること

4. 評価項目

別紙1のとおり。

5. 申請団体

別紙2のとおり。

6. 交付決定

申請のあった全9団体審査通過。交付金額は申請金額と同額の 50,000 円。

※審査時に委員より指摘のあった事項については、事務局より付帯項目として発送予定。

※1年間、事業に取り組んでいただき、実績・進捗等を踏まえて次年度の補助金申請・審査に反映していく。

7. 今後のスケジュール

7月 :各団体に交付決定通知を発送

※付帯項目にて、委員会からの補足事項を通知予定。

8月～:各団体の交付希望時期に沿って交付の実施

※事業が終了した場合には、14日以内に実績報告書類を提出

申請団体	
委員氏名	

別紙①

保土ヶ谷区制100周年記念事業補助金（スターターパック） 審査票

評価項目		評価軸	評価点 (1～10)
1	地域にもたらす効果	・事業が地域課題の解決や地域づくりに役立つ内容か ・地域にとってメリットがある事業か	
2	費用対効果	・効果に対して費用は適切か ・不明な支出などがないか	
3	事業の実現可能性	・事業は計画的で実現可能なものであるか ・具体性があるか、準備期間等は適切であるか	
4	団体の自立性	・財政的、人的基盤に問題はないか ・100周年に向け令和10年以降も活動できる団体か	
	合計		0

※合格基準点は合計24点

備考

・必須条件は事務局で確認しております。

（必須条件：登録団体であるか、所在地が保土ヶ谷区であるか、申請事業立ち上げから概ね3年未満の団体であるか、等）

保土ヶ谷区制100周年記念事業 補助金申請団体一覧

別紙②

No	設立	申請団体	申請金額	その他収入	自己負担	交付額	申請事業内容	用途	部会	対象者	対象エリア
1	R7.3月	保土ヶ谷地元応援隊 (ジェンヌフィット&ビュー ティー)	50,000	45,000 (参加費)	95,000	50,000	宝塚なりきりパレード部の実施。	消耗品費・広報費・小道具 製作費・通信運搬費・ 会場費	つながり	区民	保土ヶ谷スポーツセ ンター 他
2	H27.12月	ささやま丘の上ミュージアム	50,000	0	10,000	50,000	①小学生の授業体験②講演会③歴史 散策④標柱整備準備 など	報償費・消耗品費・広報 所・通信運搬費	魅力	区民	上菅田地区
3	R4.11月	みんなのほどがや楽考	50,000	30,000 (参加費)	15,000	50,000	地産地消をテーマに、農家と連携し て畑訪問や調理ワークショップを行 う。	報償費・会場費・材料 費・広報費・雑費	つながり	区民	ほどがや市民活動セ ンターアワーズ(星 川)
4	R5.9月	大人の軽音楽部 Glastonbury(グラストンベ リー)	50,000	0	10,000	50,000	アーティスト交流会&発表会の実施	広報費・通信運搬費・消 耗品費・保険料・会場費	魅力	地域団体・区 民	ほどがや市民活動セ ンターアワーズ(星 川) 他
5	H30.5月	NPO法人 ちゃっと	50,000	0	0	50,000	「こどもの居場所」に関わっている 人・団体の集まりを開催する	報償費・消耗品費・広報 費・保険料・会場費	こども	児童・地域団 体	自社周辺(上星川)
6	R6.4月	ほどがやみらいプロジェクト	50,000	0	30,000	50,000	市民まつり「ほどフェス」の開催。 販売・ステージ・ワークショップ ブースの設置。	会場費・装飾・音響機材 代・広報費	つながり	地域団体・地 域企業	公会堂周辺
7	S54.4月	保土ヶ谷少年補導員連絡会	50,000	10,000 (事業費)	0	50,000	交流イベント(夏フェスタ、冬フェ スタ)の企画・開催	消耗品費・広報費・通信 運搬費・保険料	こども	児童・青少 年・保護者	常盤台・星川地域ケ アブラザ 他
8	R6.2月	二つ台みーとみーと	50,000	197000 (シェアキッ チンの賃料)	0	50,000	横国と連携したマルシェイベント や、キッチン完成後は飲食出店も行 う。	消耗品費・広報費・保険 料・会場費	つながり	区民・地域団 体・地域企業	横浜国立大周辺 (常盤台)
9	R6.7月	はぐくみ塾 ファミリーヒス トリー友の会	50,000	0	0	50,000	神社仏閣、各種サークル・団体とコ ラボしてルーツ探イベントを開催	報償費・消耗品費・広報 費・交通費・雑費	つながり	地域団体	公共施設周辺、寺社 他

保土ケ谷区制100周年記念誌委員会



第1回保土ケ谷区制100周年記念誌委員会を開催しました

日時：令和7年7月11日（金）14時～16時

場所：保土ケ谷区役所2階202会議室

- 議題：(1)委員会について（スケジュール、委員の役割等）
 (2)保土ケ谷区制100周年記念誌委員会規約（案）について
 (3)誌面構成案について
 (4)写真・エピソード募集

保土ケ谷区制100周年記念誌委員会

保土ケ谷区制100周年記念誌委員会 委員名簿

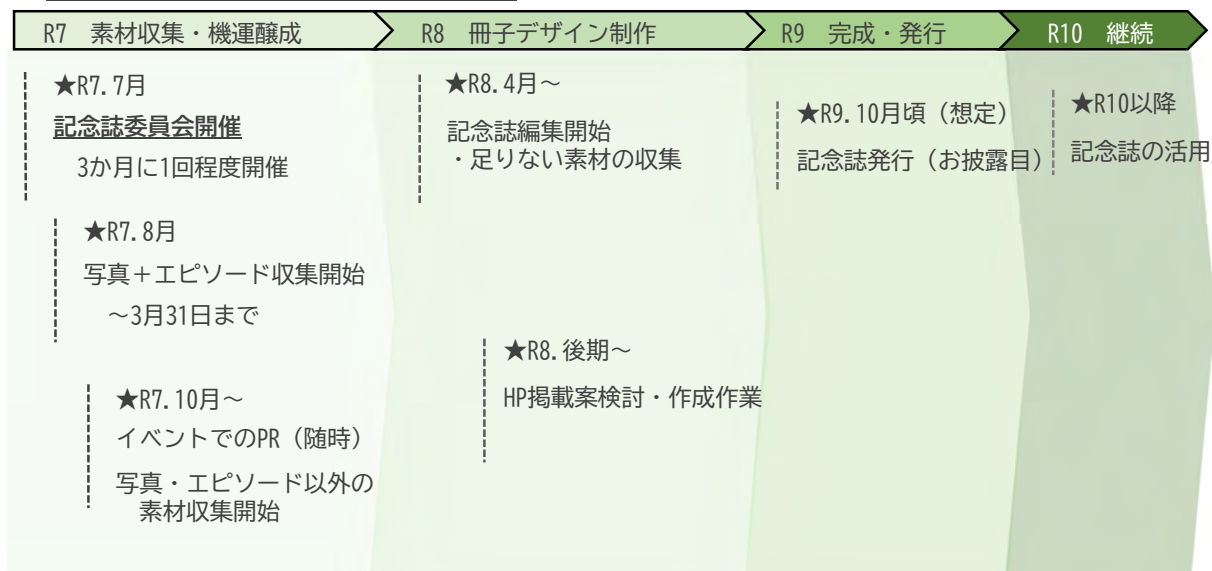
	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	近藤 博昭	武相宿場連携まつり実行委員会	
2		加藤 敬		実行委員からの推薦
3		金子 宣治	NPO法人元気な地域人の会 理事長	
4		兼弘 彰	ほどがや 人・まち・文化振興会 代表	実行委員からの推薦
5		佐々木 安恵	保土ケ谷保護司会 会長	
6		鈴木 方規	区災害ボランティアネットワーク	川島原地区連合会 会長
7		堤 孝一	ささやま丘の上ミュージアム	上菅田地区連合自治会 事務局長
8		高村 聡	ファミリーヒストリー友の会 代表	実行委員からの推薦
9		西村 実貴		実行委員からの推薦
10		吉弘 正信	常盤台地区連合町内会 会員	

保土ケ谷区制100周年記念誌委員会

保土ケ谷区制100周年記念誌委員会規約 期 定 令和7年7月11日	
《趣旨》	第1条 この規約は、保土ケ谷区制100周年実行委員会（以下「実行委員会」という）規約第10条第3項の規定に基づき、同条に定める特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
《名称》	第2条 本特別委員会の名称は「保土ケ谷区制100周年記念誌委員会」（以下「委員会」という）とする。
《目的》	第3条 令和9年に保土ケ谷区制100周年を迎えるに当たり、記念誌を発行すること、委員会を設置する。
《構成》	第4条 委員会に委員で構成する。
《委員》	第5条 委員会の委員長は、実行委員会の委員のうち希望する者及び実行委員会の委員が推薦する者とする。 第6条 委員の任期は、実行委員会の解散時までとする。
《権限》	第7条 委員会に委員長を1人置く。 第8条 委員長は、実行委員会規約第10条第2項の規定により推薦された者とする。 第9条 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。
《会議》	第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
《事務局》	第11条 委員会の事務局は、保土ケ谷区役所政務推進部に置く。
《施行》	第12条 この規約に定めがない事項については、委員長が別途定める。
附 則	この規約は、令和7年7月11日から施行する。

保土ケ谷区制100周年記念誌委員会

区制100周年記念誌 制作スケジュール



保土ヶ谷区制100周年記念誌委員会

記念誌委員の役割

- 写真・エピソード収集の声かけ、PR
- 顔出しエピソード協力者の選定
- イベントブース出展時の協力（会場でのPR、来場者へコメント記入の促し等）
- 誌面内容の検討
- 掲載写真、エピソードの選定

保土ヶ谷区制100周年記念誌委員会

今後のスケジュール

- 記念誌委員会の定期開催（3ヶ月に1回程度。次回9月開催予定）
- 写真・エピソードの募集開始（8月頃開始予定）
- イベント等でのPR（10月区民まつり など）

保土ヶ谷区制 100 周年記念誌委員会規約

制 定 令和 7 年 7 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規約は、保土ヶ谷区制 100 周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、同条に定める特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 本特別委員会の名称は「保土ヶ谷区制 100 周年記念誌委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第 3 条 令和 9 年に保土ヶ谷区が区制 100 周年を迎えるに当たり、記念誌を発行するため、委員会を設置する。

(構成)

第 4 条 委員会は委員で構成する。

(委員)

第 5 条 委員会の委員は、実行委員会の委員のうち希望する者及び実行委員会の委員が推薦する者とする。

2 委員の任期は、実行委員会の解散時までとする。

(役員)

第 6 条 委員会に委員長を 1 人置く。

2 委員長は、実行委員会規約第 10 条第 2 項の規定により選任された者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、保土ヶ谷区役所区政推進課内に置く。

(委任)

第 9 条 この規約に定めがない事項については、委員長が別途定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。